

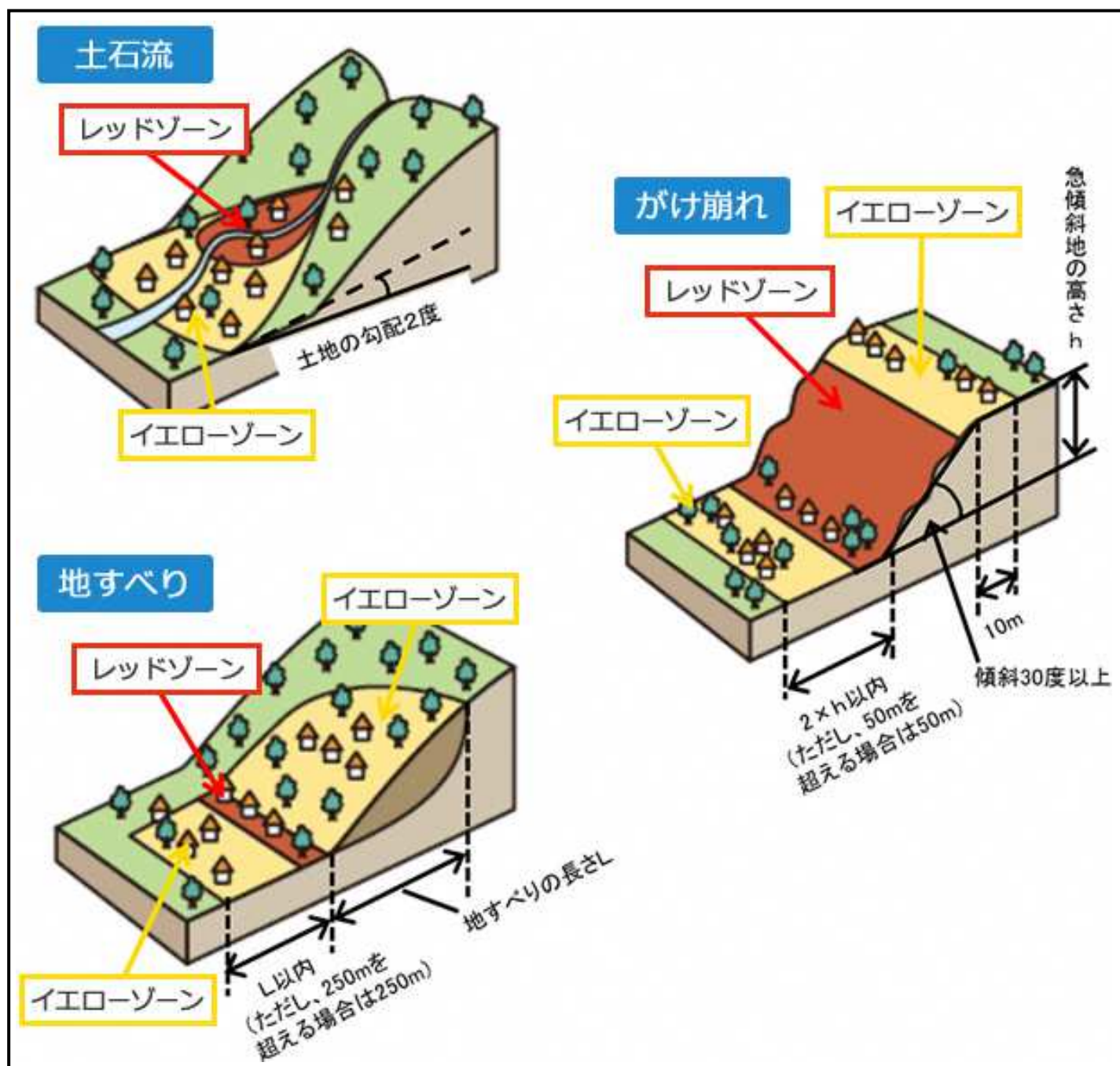
【別紙 1】 土砂災害特別警戒区域について

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）とは

土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生じる恐れがある区域のこと

見附市における土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）については、平成 24 年以降に該当区域の皆様へ周知を図っているところです。

レッドゾーンに指定される区域の基準は以下の参考図の通りです。



※イエローゾーンとは、レッドゾーンに比べ被害が少ないとされる区域です。
なお、イエローゾーンは本事業の対象外となります。